

田野畑村地域おこし協力隊受入事業者募集要領

1 趣旨

人口減少や少子高齢化等の進行が著しい本村において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活性化及び地域振興を図るため、田野畑村地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を雇用して地域活性化等に取り組む事業者・団体等（以下「受入事業者」という。）を募集します。

受入事業者と村が連携して、隊員をサポートしながら移住・定住を促進し、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を目指すものです。

2 地域おこし協力隊の概要

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

3 受入事業者の要件

村内に事務所等を有し、地域振興、地域活性化等に取り組む意思のある事業者または任意の団体で、次の要件を満たしている団体。

- (1) 隊員を受け入れ、支援ができる体制が整っていること。
- (2) 村税等の滞納がないこと。
- (3) 政治活動団体及び宗教活動団体ではないこと。
- (4) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 受入事業者の業務

受入事業者の業務には、次の業務が含まれます。

- (1) 隊員の住居の確保を始めとする生活支援に関すること。
- (2) 隊員の活動計画の策定支援に関すること。
- (3) 隊員の活動の調整、指導に関すること。
- (4) 隊員の活動実績の取りまとめ及び広報・情報発信に関すること。
- (5) 隊員に対する研修や定住のための支援に関すること。
- (6) その他隊員の活動の円滑な運営に関すること。

5 隊員の身分や受入期間等

- (1) 隊員の身分については、村が隊員として委嘱し、隊員と受入事業者との間で

雇用契約を締結します。

- (2) 隊員の任期は、委嘱の日から最長3年間となります。
- (3) 隊員の募集については、受入事業者が受け入れを希望する人材を村が募集します。また、隊員の活動拠点は、受入事業者の事務所を中心として活動します。

6 隊員の活動に要する経費

報償費（人件費）と活動費あわせて隊員1人につき1年度あたり480万円を上限とし、補助金を交付します。委嘱等の期間が年度の途中の隊員の上限額については、月割り計算となります。

7 隊員の活動時間および報償費等

隊員の1週間の活動日数は5日間、1週間の活動時間は35時間以内を基本としますが、詳細は受入事業者が割り振るものとします。

受入事業者が隊員へ支払う報償費（人件費）の額は、田野畑村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年田野畑村条例第15号）によります。

8 受入事業者の選考方法

書類選考を行い、結果を通知します。隊員の労働条件や事業内容等について、ヒアリングを実施する場合があります。

9 申し込み方法

地域おこし協力隊の受け入れを希望する団体は、「田野畑村地域おこし協力隊受入事業者申込書」を持参・郵送・メールのいずれかで提出してください。

- (1) 募集期間 随時受け付けます。
- (2) 申し込み・問い合わせ先 田野畑村役場政策推進課
住所：〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1
電話：0194-34-2111 MAIL：tanohata-info @vill.tanohata.iwate.jp